

令和6年10月23日

福島県経営者協会長 小野 利廣 様

福島県骨髄バンク推進連絡協議会長 関根 政雄



ドナーの骨髄提供時の休暇制度導入について (要望)

謹啓 御社におかれましては、日頃より骨髄バンク推進事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、日本骨髄バンクは事業開始から既に32年が経過いたしました。皆様のご尽力によりドナー登録者数は、現在55万人8千人を超え、骨髄バンクを介した非血縁者間骨髄移植も年間1,000件以上が実施されるまでに成長し、令和6年8月末で累計28,909件に達しました。

一方で、骨髄バンクに患者登録している患者の9割以上にドナー候補者が見つかっているにもかかわらず、実際に移植が受けられたのは、そのうちの6割にとどまっています。その原因のひとつとして、ドナー候補者に提供する意思があっても、職場の都合などの理由から時間をつくることが出来ず、提供を断念せざるを得ない状況があります。

ドナー候補者が提供するにあたっては、職場の理解と協力が必要不可欠となっています。しかしながら、官公庁や一部の大手企業などには、ドナー休暇制度が導入されているものの、中小企業や自営業者には休むことが経済的負担に直結するなど、簡単には時間がつくれない事情があります。

そこで、このような方々が気兼ねなく提供できるような環境整備が必要であり、ドナー休暇制度の確立が重要となります。

つきましては、骨髄バンクを介して骨髄移植を待ち望んでいる患者救済のため、下記事項について要望いたします。

謹白

記

1. 社員、従業員が骨髄バンクドナー候補者になった場合、気兼ねなく安心して骨髄提供できるようドナー休暇制度を導入して下さい。
2. ドナー休暇は、有給休暇とは別に特別休暇として認めて下さい。
3. ドナー候補者が実際に提供するには、職場の理解と協力が必要不可欠なことから、なお一層の骨髄バンク事業へのご支援とご協力をお願いいたします。